

新型コロナウイルス感染症に係る市主催の集会等の取扱いについて

国内において、多くの感染者が確認され4月16日に緊急事態宣言対象区域が国内全域に拡大されている。また、秋田県においても4月25日から新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、幅広い業種に休業要請が行われていたが、5月14日秋田県を含む39県については緊急事態宣言の解除が決定され休業要請も解除されたことを踏まえ、今後の感染拡大防止の観点から、市民等及び職員の安心・安全を確保するため、北秋田市主催の集会等の取扱いについて基本的な考え方を定め、次のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

1. 集会等の取扱い

(1) 本市が主催する集会等について

多人数又は不特定の方が参加する会議・集会やイベントは、原則として、中止又は延期とする。

ただし、市民の参加人数が屋内にあっては100人以下で、かつ収容定員の半分以下の参加人数の場合、屋外にあっては200人以下で、かつ人と人との距離（できるだけ2m）を十分に確保できる場合は、(2)に記載する感染防止対策を講じ、できる限り下記の3つの条件を避けた上で開催できるものとする。

- ① 換気の悪い密閉空間である
- ② 人が密集している
- ③ 近距離での会話や発声が行われる

(2) 実施する場合の感染防止対策について

- ① 参加者への手洗いや咳エチケットの徹底
- ② 会場へのアルコール等消毒液の設置
- ③ 発熱や咳等の風邪症状がある方や、基礎疾患をお持ちの方で感染リスクを心配される方への参加自粛の協力要請
- ④ 会場のこまめな換気の実施（1時間に2回程度、窓を全開して換気）
- ⑤ 会場の広さを確保し、お互いの距離を空けるなどして人の密度を減らす
- ⑥ 近距離での会話や発声、高唱を避ける
- ⑦ 参加者数や開催時間は、必要最小限にとどめる

(3) 本市が共催、後援等を行う集会について

上記(1)に準じた取扱いを主催者等に要請するものとする。

(4) 市以外の団体・個人が主催する集会について

市主催の集会と同様の取扱いとなるよう協力を求めるため、広く周知を図るものとする。

2. 職員の出張

感染が拡大している大都市などへの出張命令については、行わないものとする。

3. 適用期間

令和2年5月31日（日）までとする。

※ 今後も、国内において大規模な感染拡大が認められた場合や県内での感染拡大が確認された場合は期間の延長など対応を検討するものとする。